

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第49条の5
処 分 の 概 要：	駐車許可（時間制限駐車区間）
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	道路交通法第49条の5
審 査 基 準：	別紙「駐車許可（時間制限駐車区間）の基準」のとおり
標 準 処 理 期 間：	5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	駐車場所を管轄する警察署の交通課又は交番（駐在所を含む。）
問 合 せ 先：	同 上
備 考：	

別紙

駐車許可（時間制限駐車区間）の基準

法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (2) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関その他の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
 - (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - (2) 前(1)以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内